

後期高齢者医療制度への国・東京都の支援強化を求める意見書

東京都後期高齢者医療広域連合が検討している2012～13年度の後期高齢者医療制度保険料のたたき台が明らかになった。1人当たり平均1万4,265円（約17%）もの引き上げになり、現在行っている自治体からの一般財源を投入しない場合には2万1,600円（約26%）の引き上げになるとしている。

この制度は、後期高齢者を家族から切り離し、後期高齢者の人口増と医療費増がそのまま保険料にはね返る仕組みになっているところに大きな問題点がある。この制度の発足時にも東京都は高額所得者数が比較的多いために高額な保険料が試算された。しかし、高齢者の実態を示して政府に支援を強力に働きかけた結果、調整交付金増額など実現した。また東京都に対しても強く要望した結果、直接保険料軽減のためでなくても10億円の運営費支援を全国で初めて実施した。それにより東京都の保険料も全国平均にすることができた。

後期高齢者は、不況や年金の減少など生活は深刻になっている。現行の保険料でも滞納者が多くなり、資格証発行までにはならなくても短期保険証発行者も増加しつつある。

よって、本市議会は、政府及び東京都に対し、前期高齢者国保税との均衡を図るためにも、これ以上の区市町村の一般財源投入にも限界があることから、後期高齢者医療制度への支援強化を求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年10月3日

三鷹市議会議長 白鳥 孝